

# 山 青森県報

第千八百八十一号

平成十三年六月十一日 (月曜日)

## 目次

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出…………… (経営振興課) …… 一
- 正 誤
- 平成十三年六月一日号外第五十四号告示中…………… (都市計画課) …… 二

## 公 告

### 大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 附則第五条第三項において準用する同条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年六月十一日

青森県知事 木村守男

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イトーヨーカドー青森ショッピングセンター
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
青森市大字浜田字板橋五の四

- 三 株式会社イトーヨーカ堂  
東京都港区芝公園四丁目一の四  
代表取締役 鈴木 敏文
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社イトーヨーカ堂  
東京都港区芝公園四丁目一の四  
代表取締役 鈴木 敏文 外十九者
- 四 変更しようとする事項

| 区 分                     | 変 更 前  | 変 更 後                                     | 変 更 月 日     |
|-------------------------|--|---|-------------|
| 大規模小売店舗の営業に使用する施設に關する事項 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻<br>（ただし、年間百二十日に限り午後九時） | 株式会社イトーヨーカ堂外十九者<br>開店時刻 午前九時<br>閉店時刻 午後九時 | 平成<br>三・六・五 |
| 来客が駐車場を利用することができる時間帯    | 午前七時三十分から午後八時三十分まで（ただし、年間百二十日に限り午前七時三十分から午後九時三十分まで）  | 午前七時三十分から午後九時三十分まで                        | 〃           |

### 五 届出年月日

平成十三年六月一日

### 六 届出書及び添付書類の縦覧

#### 1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間  
平成十三年六月十一日から同年十月十一日まで

3 時間  
午前八時三十分から午後四時四十五分まで  
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

正 誤

都市計画課

|                   |     |       |     |   |   |     |     |
|-------------------|-----|-------|-----|---|---|-----|-----|
| 発行年月日<br>発行番号     | 区分  | 番 号   | ページ | 段 | 行 | 誤   | 正   |
| 平成三・六・一<br>号外第五四号 | 告 示 | 第三七八号 | 三   | 下 | 六 | 字品木 | 字楡木 |

平成十三年十月十一日  
2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項  
(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所  
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
(三) 意見及びその理由

4 言語  
意見書は、日本語により記載すること。

|                                  |                                      |
|----------------------------------|--------------------------------------|
| 発行所・発行人<br>青森市長島二丁目一番一号<br>青 森 県 | 印刷所・販売人<br>青森市古川二丁目一七番五号<br>東奥印刷株式会社 |
|----------------------------------|--------------------------------------|

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚三付十七円八十五銭